

●太陽光発電

④稼働段階

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細URL	オンライン申請	チェック
発電設備使用開始前まで (工事計画の届出が必要な工事に関しては工事の開始前まで)	届出	電気事業法 (保安規程設定)	業務を管理する者の職務及び組織に関すること、従事者に対する保安教育に関すること、保安のための巡視、点検及び検査に関することなどを記載した保安規程を定め、国に届け出なければならない。	小規模事業用電気工作物を除く事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 (出力50kW以上)	北海道産業保安監督部	https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html	可	<input type="checkbox"/>
発電設備使用開始前まで (工事計画の届出が必要な工事に関しては工事の開始前まで)	届出	電気事業法 (主任技術者の選任)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主任技術者を選任し、国に届け出なければならない。	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 (出力50kW以上)	北海道産業保安監督部	https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html	可	<input type="checkbox"/>